

国税庁等からのお知らせについて（周知依頼）

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の内容につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

（国税庁）

1. 令和3年分の確定申告書について

国税庁から令和3年分の確定申告書の様式について連絡を受けましたので、ご案内いたします。

- 確定申告に関する様式等（国税庁）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei.htm>

「令和3年分の確定申告書（今後変更する場合があります。）」（PDF）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei/r3.pdf>

（国税庁）

2. インボイス制度に係る事業者の登録申請について

国税庁から日税連を通じて、本年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されることに伴い、関与先事業者インボイス制度及びe-Taxを利用した早期の登録申請について連絡がありました。

登録申請に当たっては、申請から登録通知の受領まで手続がスムーズに行え、かつ、ペーパーレス化が図れるe-Taxのご利用をぜひお願いいたします。

- 国税庁リーフレット「事業者の方へ 消費税のインボイス制度登録申請受付中！」

https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/whatsnew/doc/invoice_adv.pdf

【関連情報】

インボイス制度特設サイト（国税庁）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

（国税庁）

3. スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手続の導入延期について

国税の納付手段の多様化を図る観点から、令和3年度税制改正により、スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手段（スマホアプリ納付）を令和4年1月4日から可能とする制度が創設されました。

国税庁では、本年6月に、スマホアプリ納付を実現するために必要なシステムなどを構築する事業者の調達手続きを行いました。新型コロナウイルス感染症がまん延する中、デジタル投資の加速に伴うICT人材不足等により、入札者が現れず、その後も調整を行ったものの、事業者の決定には至りませんでした。

これを踏まえ、今般、ICT人材不足等を考慮した十分な開発期間を確保するため、スマホアプリ納付の導入時期を延期するなど、入札に当たっての仕様を見直すこととしました。

具体的には、スマホアプリ納付の導入時期を令和4年12月に延期することとし、今後、改めて入札を行うなど必要な手続きを進めてまいります。

納税者の皆様には、スマホアプリ納付の導入延期により、ご不便をおかけしますこととお詫び申し上げます。

- スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手続の導入延期について（国税庁）

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/0021009-042.htm>

（日税連）

4. 第四世代税理士用電子証明書（黒色のICカード）更新のお願いについて

第四世代の税理士用電子証明書（黒色のICカード）は、本年12月31日に有効期限を迎えます。

日本税理士会連合会では、4月から第五世代の税理士用電子証明書（紫色のICカード）の発行を開始し、電子証明書の円滑な更新作業に資するため、10月末までを集中発行期間と位置づけ、大量発行体制を整えています。8月末現在、第四世代取得者の約71%の会員から申し込みがあり、66,432枚を発行しています。

第四世代税理士用電子証明書を利用している会員は、10月末までに更新の手続きをお願いします。

- 税理士用電子証明書の発行【第五世代】（日税連）

<https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/auth/fifth/>

令和3年10月15日
広報部長 西村 真理
情報システム部長 水庭 清隆